



令和6年度 神戸市育児休業代替任期付職員 (保育士)採用選考案内

●選考日程：随時

●受付期間：通年

※受付期間を定めず、通年で募集を受け付けています。

選考は、募集受け付け後、1か月以内をめどに実施します。

※この選考を受験した人は、選考実施日から6か月の間、再申込みを行うことができません。

～神戸市育児休業代替任期付職員採用選考における注意点～

- 神戸市育児休業代替任期付職員は育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の職務に従事します。
- 任期が定められていること以外、勤務条件(給与、勤務時間、休暇、服务等)については、原則として正規職員と同様の扱いになります。 ※育児休業を取得することはできません。
- 採用選考合格者は、採用される資格を取得します。
- 採用される資格は合格発表日から3年間です(その間、職員の育児休業が発生した場合に応じて、採用についての連絡をします)。
- 任期は原則として、1年を超え3年未満で、職員の育児休業期間等に応じて設定されます。なお、育児休業期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。
- 職員の育児休業の取得状況により、選考に合格しても採用されない場合があります。

1 受験資格

選考区分	採用予定数	受験資格	
		年齢	学歴等
保育士	約70名 (令和6年度)	—	保育士の登録を受けている人又は採用日時点で登録を受ける見込みの人。

○上表にかかわらず、地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

①地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

②平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

2 場所・選考科目・配点

場所	選考科目	内 容
神戸市役所 1号館 (予定)	作文	作文題については、選考当日に指示します。(40分)
	面接	個別面接又は集団面接により行います。(15～20分)

※選考日時は申込者に対し別途メールでご連絡します。

3 合格発表

(1) 合格発表

選考実施後、1か月以内をめどに神戸市ホームページ

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/index.html>) で、合格者の受験番号を掲載します。また、合格者には文書で通知をしますが、不合格者への通知は行いません。

(2) 選考結果

この選考を受験した人で選考成績の通知を希望する場合は、以下の方法でお知らせします。

① 対象者：選考不合格者

② 内 容：総合成績ランク

③ 期 間：合格発表日から1月以内

④ 手 続：成績通知請求書に必要事項を記入し、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒と受験票を同封し、郵便で請求してください。詳細は選考時にお知らせいたします。 ※電話でのお問い合わせにはお答えできません。

4 合格から採用まで

(1) 採用選考合格者は、採用される資格を取得します。

(2) 採用される資格を取得すると、合格発表日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて、採用される資格の有効期間（最終合格発表の日から3年間）の間に順次採用されます。（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、最終合格しても必ず採用されるとは限りません。また、採用される資格を取得してから採用までの間に、人事担当課による面接を実施することがあります。）

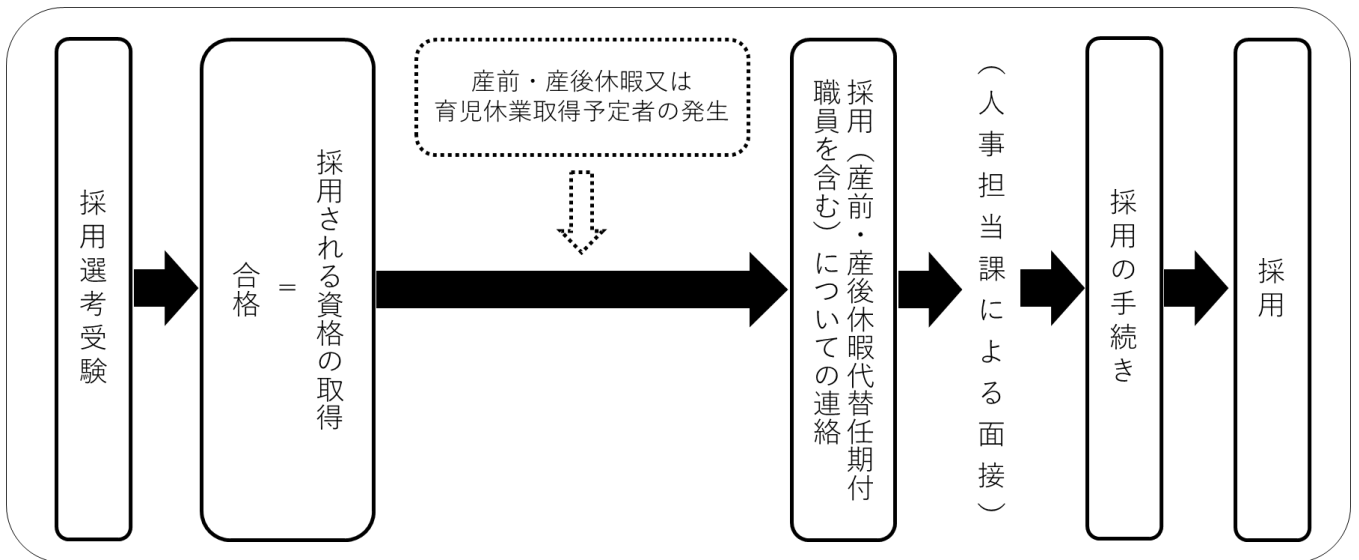
(3) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(4) 育児休業を取得する職員の産前・産後休暇期間に、勤務が可能な人については、産前・産後休暇代替任期付職員として採用することがあります。

※産前・産後休暇代替任期付職員とは、育児休業代替任期付職員の採用予定者を産前・産後休暇中の職員の業務に対応するために、任命権者が認める場合において採用する任期付きの職員です。

(5) 神戸市育児休業代替任期付職員への採用は、神戸市職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、その他の職員採用の際に優先されるものではありません。

(6) 採用までの流れ



5 職務内容等

採用された人は、概ね以下の業務に従事します。なお、以下の記載は例示であり、配属される部署によって、これら以外の業務に従事する場合があります。（日本国籍を有しない方は、「公務員に関する基本原則」に基づき、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません）

職務内容
保育所での乳幼児の保育、児童発達支援センターでの障害児への療育支援、 子ども家庭センター(一時保護所)での保育及び支援などの業務

6 給与・勤務条件等

(1) 給与（初任給等）

学 歴	初任給 (地域手当を含む)
大 学 卒	約 2 2 2, 0 0 0 円
高専・短大卒	約 2 0 0, 0 0 0 円

①この額は令和6年4月1日現在の額です。

②職務経歴等のある場合は、上表の額に一定の基準で加算されます（初任給の例（大学卒の場合）は下記参照）。

③上表のほか、家族やすまい、勤務内容等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（4.50月分・令和5年度実績）、退職手当などが支給されます。

④上表の大学卒の初任給額は、正規の修学年限を修めて卒業した場合（4年制大学であれば4年）の初任給額です。

【初任給のモデルケース（大学卒の方の場合）】

正規の職務経歴年数 () 内は想定年齢	初任給（保育士） (地域手当を含む)
3年（25歳）	約 2 4 2, 0 0 0 円
8年（30歳）	約 2 5 8, 0 0 0 円
13年（35歳）	約 2 7 1, 0 0 0 円
18年（40歳）	約 2 8 0, 0 0 0 円

（令和6年4月1日現在）

◆上表は、大学卒で、同種・正規の職務経歴を有する方の例です。職務経歴に応じて算定します。

◆初任給の算定等に用いる学歴区分は、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校その他これに相当すると神戸市人事委員会が認める学校等の区分によります。

(2) 勤務時間・休日等 ※勤務場所などによって異なる場合があります。

●勤務時間：平日7時間25分・土曜日6時間40分（早出・遅出あり）

●休 日：土曜日（4週に1回の頻度で勤務有）、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

●休 暇：年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など

●試用期間：6ヶ月

●福利厚生：共済制度（病気・怪我・休業時等の給付、公的年金制度、その他福祉事業等）、地方公務員災害補償制度など

7 申込手続

申込方法	<p>提出書類を以下の宛先に、Eメールで提出してください。 申し込み後、数日以内に申込みメールのメールアドレス宛に神戸市行財政局人事課から電子メールで受付連絡が届きますので、確認してください。届かない場合は、問合せ先に必ずお問い合わせください。 ※「@office.city.kobe.lg.jp」のドメインからのメールを受信できるようにしてからお申し込みください。</p> <p><提出書類></p> <p>①申込書・自己紹介書 神戸市職員採用ホームページに掲載している所定の様式に、必要事項を入力の上、作成してください。 自己紹介書は面接の際の資料として用います。</p> <p>②資格証の写し 保育士資格を既に取得されている場合のみ添付してください。</p> <p>※提出書類のファイル名は以下のとおりとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書：申込書（保育士・氏名） ・自己紹介書：自己紹介書（保育士・氏名） ・資格証の写し：資格証（保育士・氏名） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>宛先：神戸市行財政局人事課 件名：令和6年度神戸市育児休業代替任期付職員（保育士）採用選考の応募について Eメールアドレス：hoikushi_saiyou@office.city.kobe.lg.jp</p> </div>
------	--

申込後 の流れ	<p>① 申込受け付け後、1か月以内をめどに選考に関するご案内と「受験票兼申込票」をメールします。</p> <p>② 「受験票兼申込票」をA4サイズで印刷し、署名欄に<u>自署し</u>、切り取り線に従い<u>切り取ったうえで、 選考日に持参してください。</u></p>
------------	--

申込みにあたってご不明な点は、問合せ先（神戸市総合コールセンター）または、神戸市行財政局人事課（メールアドレス：
hoikushi_saiyou@office.city.kobe.lg.jp）までお問い合わせください。

◆◆◆受験手続等についての問合せ先◆◆◆
総合コールセンター（年中無休 8:00~21:00）
電話：0570-083330 または 078-333-3330

令和6年4月発行
神戸市